

広島県告示第二十四号

次の救急医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成三十年一月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	所在地	撤回年月日
山田外科内科医院	広島市南区段原日出一丁目一五番一 三号	平成二八年二月三一日